

豪雨災害時の対応・備えなどについて

—県と市町との情報共有について—

■災害発生時の市町の責務

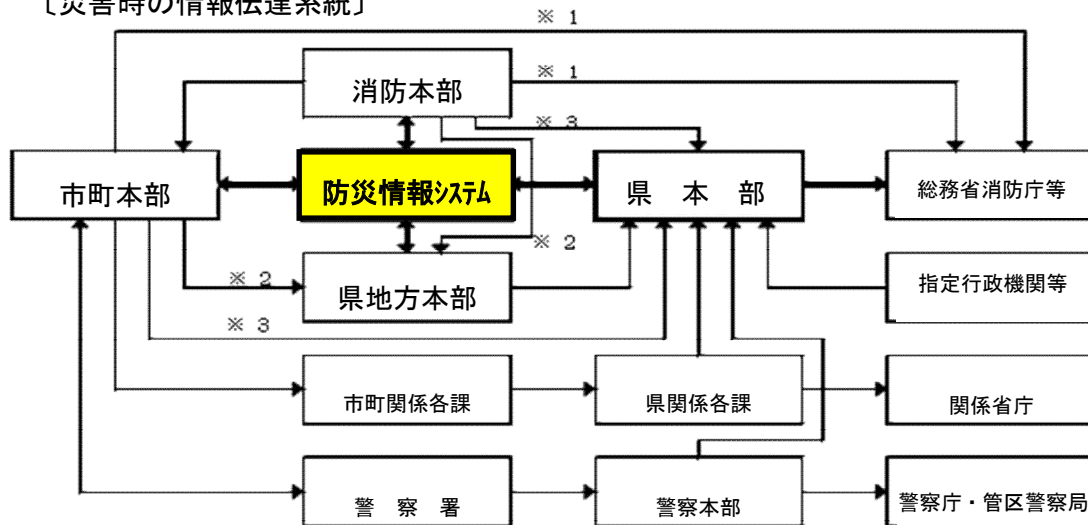
滋賀県地域防災計画において、災害発生時の市町の責務は次のとおりとしている。

- ・災害に関する情報の収集、伝達および被害調査
- ・避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設
- ・被災者の救出、救護等の措置
- ・水防、消防その他の応急措置
- ・災害時における保健衛生についての措置
- ・被災児童、生徒等の応急教育
- ・災害復旧の実施
- ・災害ボランティア活動の支援

■災害に関する情報伝達について

滋賀県地域防災計画の情報計画において、情報伝達システムを次のとおり定めている。

〔災害時の情報伝達系統〕



※1：県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告

※2：県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

※3：県防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報

県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

〔防災情報システムとは〕

- ・災害の発生時における迅速・的確な災害応急対策を遂行するために、県、市町、消防が被害情報や避難に関する情報などをシステムへ入力することにより、迅速な情報伝達と情報共有を行うことができる。
- ・登録された避難勧告等は、直ちに、しらしがメールやテレビ、ラジオなどを通じて、県民に情報提供される。

■防災情報システムでの報告事項

県、市町、消防はそれぞれ把握した以下の情報を防災情報システムへ入力する。

なお、情報共有を行うため、報告内容を閲覧することができる。

- ・県庁、県合同庁舎、各市町庁舎、各消防本部（局）の被災状況や体制
- ・人的被害、住家・非住家被害、道路被害、その他被害
- ・避難所の開設日時、開設場所、収容可能人数、避難者数
- ・市町長が避難勧告等の発令を行った日時、対象世帯数、対象人数、対象地域

※被害発生またはその恐れのある場合、あらかじめ情報連絡員を市町へ派遣し、防災情報システム入力等の支援を行う。

■避難勧告等の発令に対して、県が市町へ実施する支援

【平時の支援】

——— 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成への支援

- ・市町が避難勧告等の判断基準を設定・見直しを行う際、県へ助言を求める窓口の設置
 - 水害関係（県管理河川関係）：流域政策局
 - 土砂災害関係：砂防課

【災害時の支援】

——— 避難勧告等の発令への支援

- ・市町が避難勧告等を発令する際、県へ助言を求める窓口の設置
 - 水害関係（県管理河川関係）：流域政策局または各土木事務所・支所
 - 土砂災害関係：砂防課または各土木事務所・支所
- ・水害に関する市町の避難判断を支援
 - 洪水予報や水防警報などの情報、水位や雨量等の情報を土木防災情報システムで提供
 - 主要な河川の状況について、河川防災カメラにより画像配信
- ・土砂災害に関する市町の避難判断を支援
 - 土砂災害降雨危険度や雨量等の情報を土木防災情報システムで提供
- ・気象予警報の伝達
 - 彦根地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、竜巻注意情報の伝達
 - 県および彦根地方気象台が共同で発表する洪水予報、土砂災害警戒情報の伝達

■その他、県が市町へ実施する支援

避難勧告等の発令への支援のほか、以下の支援を実施している。

- ・市町職員、消防職員を対象に、防災情報システム操作研修会の開催
- ・県が市町、消防と連携し、防災情報システムの入力にかかる訓練を毎月1回実施
- ・市町職員向け研修会の開催（避難情報の発表、避難所開設、要支援者対策、被害認定など）
- ・各土木事務所（地域防災監）が、管内市町および関係機関と情報共有を行うため、各種連絡会議を開催